

6.個別計画

(1)美濃山系砂防総合整備計画

【美濃山系の特性および課題】

【美濃山系全体の特性】

- 地質は、美濃帯の堆積岩類が主体であり、砂岩・泥岩部では表層崩壊が起こりやすい。
- 都市山麓部でのがけ崩れ災害が多発している。
- 岐阜市等の都市山麓部の開発によりがけ崩れの危険性が增大している。
- 市街地におけるがけ崩れ対策、中山間地における土砂災害対策が課題である。



ハード対策の課題

- 防災上の重点施設等の優先順位を明確にした効果的なハード対策が必要。
- 近年急速に進展した市街地の山麓部における土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)に対するハード対策の重点化が必要。

ソフト対策の課題

- 市街地の山麓部では、今後も開発が見込まれるため、安全な土地利用への誘導がより一層必要。
- 中山間地域では、高齢者人口の増加や孤立集落に対するソフト対策が必要。

中山間地域

【特性】

- 人口は概ね減少傾向であり、高齢化率は都市山麓部より高い。
- 山系内の孤立集落の大半が分布している。
- 土砂災害警戒区域に含まれる要配慮者利用施設、避難所が多い。

【課題】

- 要配慮者利用施設、避難所の保全
- 孤立集落への対応
- 高齢化に対応したソフト対策

都市山麓部

【特性】

- 東海環状自動車道西回りルートの開通により開発が予想される。
- 近年の土砂災害の多くが急傾斜地のがけ崩れである。

【課題】

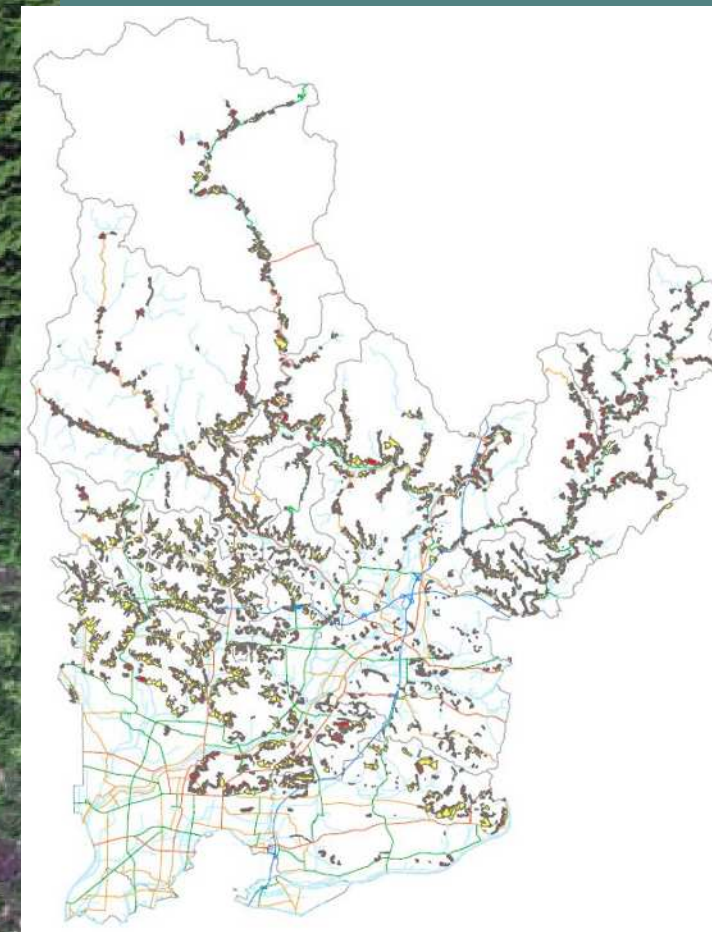
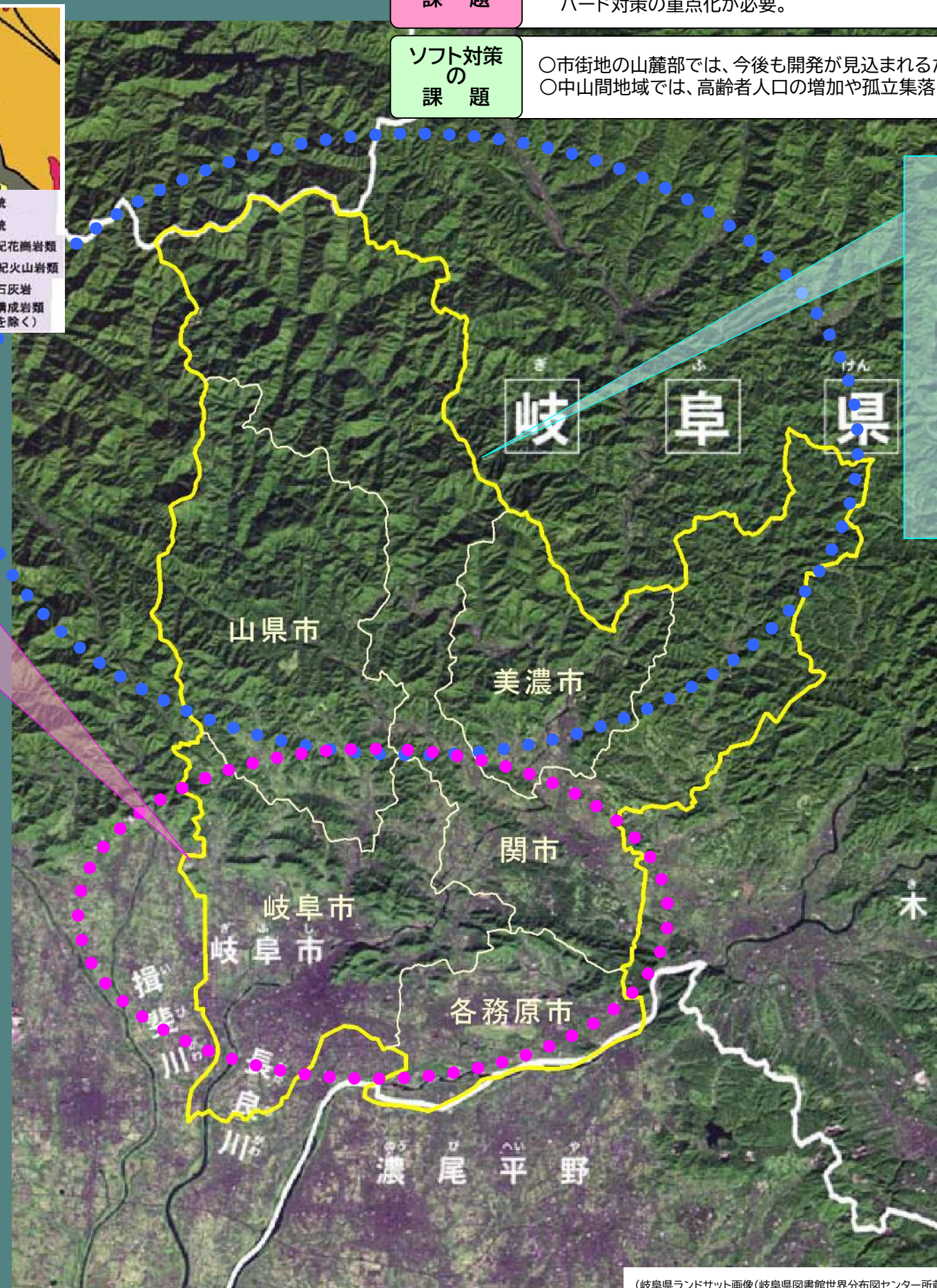
- 急傾斜地におけるハード対策
- 土砂災害防止法による開発行為の抑制



▲平成 20 年8月 岐阜市大蔵台



▲平成 12 年 5 月 関市栄町




▲土砂災害警戒区域の分布状況

(岐阜県ランドサット画像(岐阜県図書館世界分布図センター所蔵))

【整備目標期間】 R5 R10 R15 R25

2) 防災教育・学習

① 小中学生を対象とした土砂災害に関する教育の実施
 「総合的な学習の時間」の支援、「出前講座」の実施、「親子砂防バス見学会」の開催など、将来を担う次世代への防災教育、防災学習を行います。親子砂防バス見学会では県内在住の小中学生およびその保護者が参加して、さぼう遊学館等を見学しています。



▲親子砂防バス見学会の状況

② 地元防災リーダーの育成
 地域の防災力を向上させるため、地域の防災リーダーを育成します。また、消防団等の自主防災組織における活動を支援します。

③ 行政職員・福祉関係者を対象とした勉強会の開催
 土木、防災、福祉担当部局などの行政職員および介護保険事業者などの福祉関係者を対象に、土砂災害に関する勉強会を継続的に開催します。

④ 適切な避難に向けた防災学習
 豪雨時に行政等から提供される情報や自宅周辺での前兆現象を理解し、土砂災害発生の危険性を予測し確実な避難を行うために、日頃から土砂災害や警戒避難に対する知識を高めます。

3) 広報活動

① 土砂災害や砂防事業に関するイベントの開催
 土砂災害や砂防事業を身近なものとして、住民に興味を持ってもらえるように、土砂災害防止月間を中心にイベントを開催します。

② 土砂災害の伝承
 美濃山系では、昭和34年9月の「伊勢湾台風」、昭和51年9月の「9.12豪雨災害」などの大災害に見舞われており、それ以降もたびたび土砂災害に見舞われています。こうした災害についての貴重な体験等を大切に、災害に関する資料を整理・公表するとともに、できるかぎり体験者の生の声を後世に伝えていきます。

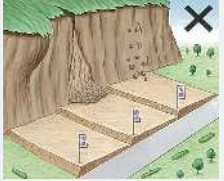
住民・市・県				
住民・市・県				
市・県				
住民・市・県				
市・県				
住民・市・県				

3. 土砂災害に対する安全な県土づくり ～土砂災害を未然に防ぐために～

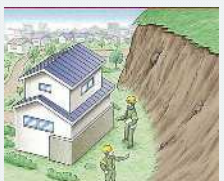
【整備目標期間】 R5 R10 R15 R25

(1) 土砂災害特別警戒区域の適正な土地利用への誘導


① 特定の開発行為に対する許可制による立地抑制
 土砂災害特別警戒区域においては、住宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可します。



② 建築物の構造規制
 土砂災害特別警戒区域において、居室を有する建築物を新築または改築する際には、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全かどうかを建築確認をします。




③ 既存不適格住宅の移転の支援
 土砂災害特別警戒区域内の著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。また、住宅の移転に対して「住宅金融支援機構の融資」、「がけ地近接等危険住宅移転事業」等を活用して支援します。




(2) 土砂災害のおそれのある箇所の適正な土砂管理

1) 砂防関係施設整備による土砂災害発生源の拡大防止

① 土砂災害発生箇所および発生のおそれのある箇所における砂防関係施設整備の実施
 災害発生予兆時および災害発生時には、緊急に対応をとり、施設を整備します。



▲災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（岐阜市加野：大蔵台）




▲災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（関市栄町：松ヶ枝）

② 下流域での河床の安定化に向けた土砂流出のコントロール
 荒廃した山地を源流域に持つ河川では、そこから流れ出す土砂によって河床が上昇し洪水氾濫が発生し、流域全体にわたる。このような河川においては、上流域で土砂流出をコントロールし、下流河川での河床を安定化する必要があります。美濃山系では、板取川上流域などの大規模崩壊地からの土砂流出を抑制し、下流域における河床の安定化に努めます。

県				
市・県				
市・県・国				
県				
県				
県				
市・県・国				

【整備目標期間】 R5 R10 R15 R25

③ 流木対策の実施
 治山部局等による森林の適正な管理とあわせ、砂防堰堤については、流木を捕捉する機能の高い透過構造を有する施設の整備をします。



▲通常砂防事業（関市洞戸：高賀川）

④ 環境に配慮した砂防関係施設整備の推進
 美濃山系内には渓谷や滝など優れた水辺空間が各所に存在し、溪流づり、キャンプ、川遊び、イベントなど水辺の利用も活発である。そこで、砂防関係施設整備にあたっては、このような豊かな自然環境、水辺空間の保全に努めます。



▲水辺環境に配慮した流路工整備 高賀川（関市洞戸高賀）

2) 砂防指定地等の適正な管理

① 砂防指定地内行為等の許可制による行為規制
 土砂災害を未然に防止するため、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域内において土砂災害の発生を助長させるような行為は、基準に従ったものに限って許可を行います。

② 砂防指定地等の指定区域を周知する看板の設置
 土砂災害の発生のおそれがある土地を知らせるため、法規制区域（砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）、土砂災害警戒区域等に対し、現地に看板を設置します。

③ 不法行為の監視
 土砂災害を未然に防止するため、土砂災害の発生を助長させるような不正な行為が行われないように、指定区域を監視します。

④ 砂防指定地等区域の追加、見直し
 土砂災害を未然に防止するため、砂防指定地等区域の追加指定、見直しを実施します。

⑤ 土砂災害警戒区域の点検
 土砂災害から生命・身体をできる限り守るため、岐阜県砂防ボランティア協会等の協力を得ながら、土砂災害警戒区域等に対し定期的に点検をおこないます。

3) 森林の適正な管理

① 間伐の推進
 美濃山系では、災害に強い森林づくりを進めるため、間伐が計画的に行われています。砂防事業では、間伐材の使用に努め、間伐の推進に協力します。


(3) 大規模災害への対応

① 緊急輸送道路を保全する砂防関係施設整備の実施
 災害時に救急活動等に必要となる人員及び物資の輸送ができるよう、砂防関係施設を整備し、緊急輸送道路を保全します。

② 集落を保全する砂防関係施設整備の実施
 災害時に被害が甚大となる集落が、土砂災害警戒区域に存在する箇所を対象に砂防関係施設整備を検討します。


(4) 砂防関係施設の適正な維持管理

① 岐阜県砂防関係施設長寿命化計画に基づく維持管理の実施
 県は、既に整備された砂防関係施設が適切に機能を発揮するように、適正な維持管理を行い機能の確保に努めます。劣化損傷が進行した段階で補修を実施してきた従来の事後保全的な維持管理から、計画的な定期点検による劣化損傷の早期発見及び軽微な段階での補修を実施し、予防保全的な維持管理を図ります。



▲既設砂防堰堤の劣化状況 島口川（関市板取）

② 既存砂防堰堤の除石等の実施
 県は、既存砂防堰堤の機能が適正に発揮されるよう、既存堰堤の除石や伐採を実施します。また、出水等により異常堆砂がみられた場合は速やかに除石等を実施します。



▲既設砂防堰堤堆積土砂の除去 荒倉谷（関市板取）

(5) 流域治水（砂防）の推進

① 土砂・洪水氾濫対策の実施
 県は、土砂・洪水氾濫のリスクの高い流域を抽出し、人家や道路・鉄道等の重要なネットワークインフラ等の立地状況やまちづくり計画等を踏まえたうえで、下流の市街地に対し、効率的な施設配置計画を策定していきます。

② 流域流木対策の実施
 県は、流域全体の流木被害を防止・軽減するため、林野事業と砂防事業が対策の実施に向けて情報共有等連携を図ります。

③ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの実施
 県は、市や都市部局と連携し、防災まちづくり（安全な場所への居住）や、ハザードマップの作成・周知、避難訓練、警戒避難体制の整備に対する支援を実施していきます。

県				
県				
住民・市・県				
県				
住民・市・県				
県				
住民・市・県				
県				
住民・市・県				
県				
県				
市・県・国				